

自転車の通行位置・通行方法が変わります。

(一般図)

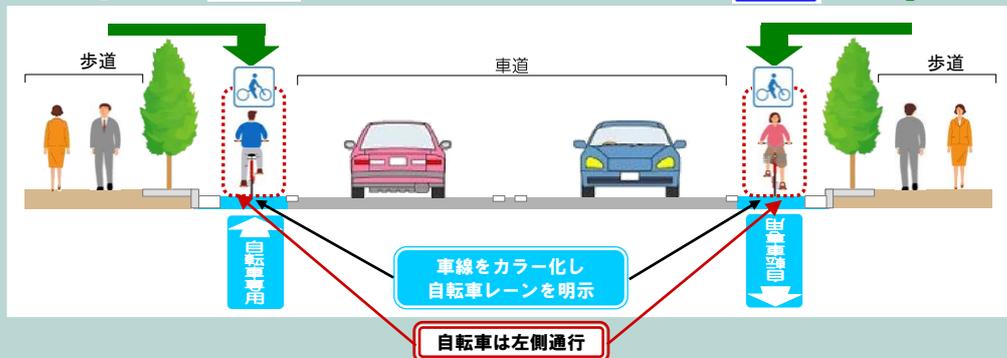


現在の自転車の通行位置

・原則として車道を通行することとされています。その場合は左側端によって通行しなければなりません。
 ・本区間の歩道は道路標識により自転車通行可となっていますので、歩道も通行することが出来ます。

↓
 歩行者と自転車が混在することもあり、危険な状態となることもあります。

歩行者と自転車の分離
 自転車通行位置の明確化



歩行者は安心して歩道を歩くことができ、自転車は通行位置が明確になり、走りやすくなります。また、歩道上での自転車と歩行者との事故防止につながります。

自転車レーン設置後の自転車の通行方法

・自転車レーンを通行しなければならず、左側のレーンの一方向通行(自動車と同方向)となります。ただし、以下の場合、自転車は歩道を通行することが出来ます。

- *標識により、自転車通行可の場合
- *児童・幼児が運転する場合
- *70歳以上の者が運転する場合
- *安全に車道を通行することに支障が生じる程度の身体の障害を持つ者が運転する場合
- *自転車の通行の安全を確保するため歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合
- *自転車を押して通行する場合

■お問い合わせ先

京都府警察本部 交通規制課 Tel 075-451-9111 (内線 5161)
 京都府八幡警察署 交通課 Tel 075-981-0110 (内線 424)
 八幡市役所 管理・交通課 Tel 075-983-1111 (内線 347)